

主な改定内容

・増額（追加入金）における申込単位の変更

10万円以上1万円単位

・減額（一部解約）における申込単位・減額可能金額の変更

10万円以上1万円単位	
お申込金額は、お申込日の前営業日における運用資産の時価評価額に応じて下表のとおり制限されます。	
お申込日の前営業日 時価評価額	減額可能金額
600万円以上	前日の時価評価額－300万円
600万円未満	前日の時価評価額の50％

・「ドリコレNISA」サービス開始

「ドリコレNISA」の概要

お申し込み	1つの投資一任契約のみNISA（少額投資非課税制度）の利用が可能です。
対象ファンド	いちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外株式 いちよしファンドラップ専用投資信託 N 内外債券 いちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブ
NISA（少額投資非課税制度）枠の設定	「ドリコレNISA」で利用する成長投資枠をご指定いただき、当社はご指定いただいた成長投資枠の範囲内で上記の投資信託をお買付します。
その他	①増額（追加入金）、減額（一部解約）、モデル変更、報酬制変更、解約は同様の取扱いです。 ②NISA（少額投資非課税制度）の利用については、当社に一任するものとします。

・増額（自動増額）「ドリコレ・ミニ」サービス開始

増額（自動増額）「ドリコレ・ミニ」の概要

お申し込み	申込期限は毎月の最終営業日とし、申し込みが受理された翌月から運用が開始されます。
増額金額	1万円以上1万円単位（毎月の上限は500万円です）
運用開始日	毎月第7営業日目（運用開始日はご指定いただけません）
入金最終日	毎月の最終営業日
金額変更	①申込期限は毎月の最終営業日とし、申し込みが受理された翌月から変更後の金額で運用が開始されます。 ②四半期に1回まで変更が可能です。
増額(自動増額)の解除	増額(自動増額)の解除は、所定の申込書を当社に提出し申し込みが受理された翌月から解除されます。
その他	①毎月の最終営業日までにご入金いただいた増額（自動増額）金額を毎月第1営業日に証券取引口座より引き落します。残高不足により引き落としが行われなかった場合は、増額（自動増額）は行いません。残高不足により3回連続で引き落としが行われなかった場合、増額（自動増額）は自動的に解除され、以降、改めて増額（自動増額）のお申し込みがない限り増額（自動増額）は行われません。なお、新規契約時に増額（自動増額）のみをお申し込みされた場合において、証券取引口座の残高不足により初回の引き落としが行われなかった場合、投資一任契約は終了します。 ②増額（自動増額）が解除されても、投資一任契約は継続します。 ③NISA（成長投資枠）での運用が可能です。

以 上